

事業者の皆さんへ

事業活動に伴って排出される廃棄物は適正に処理してください。

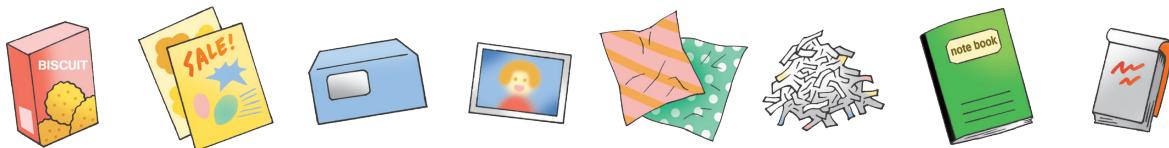
区では、事務所・店舗等から出るごみの減量の取り組みとして、特に紙ごみの減量、リサイクルのご協力をお願いしております。

再生可能な紙類（ミックスペーパー等）については、収集運搬業者等と契約していただき、できる限り分別・回収をお願いいたします。

ミックスペーパー (リサイクルできる紙)

ミックスペーパーとは一般古紙（雑誌、新聞紙、段ボールなど）以外のリサイクル可能な紙類のことです。建物内から発生する紙ごみの中には、リサイクルできる紙類が多く混入しています。

ミックスペーパーを分別・回収することは、紙類のリサイクルにとても効果的です。



(例)お菓子の箱、包装紙、チラシ、メモ用紙、紙片、はがき、封筒、写真、シュレッダーくずなど回収できる品目や分別方法は、搬入される製紙工場によって違いますので収集運搬業者等に相談してください。

事務室内で再生可能な紙類（ミックスペーパー等）の分別容器を設置してください。

